

兵庫県公報

平成30年3月16日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公 告	ページ
○ 二級河川郡家川水系河川整備基本方針の策定（総合治水課）	1
○ 二級河川視川水系河川整備基本方針の策定（同）	1
○ 二級河川山田川水系河川整備基本方針の策定（同）	1
○ 二級河川岩戸川水系河川整備基本方針の策定（同）	1

公 告

二級河川郡家川水系河川整備基本方針の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川郡家川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び淡路県民局洲本土木事務所において公表する。

平成30年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三



二級河川視川水系河川整備基本方針の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川視川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び淡路県民局洲本土木事務所において公表する。

平成30年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三



二級河川山田川水系河川整備基本方針の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川山田川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び淡路県民局洲本土木事務所において公表する。

平成30年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三



二級河川岩戸川水系河川整備基本方針の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川岩戸川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び淡路県民局洲本土木事務所において公表する。

平成30年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三